

岐阜県公報

目 次

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 一
(同) 一

号 外 (五) 平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 八 日

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	警 察 官		一 般 職 員 合 計
	警 視 警 部	警 部 補 及 巡 査 部 長 巡 査 部	
警 察 本 部	七 六	一 二 六	二 〇 二
警 察 署	三	一 二 三	一 二 六
合 計	一 〇 九	二 四 九	三 五 八

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 八 日

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一号中「の管理」を削る。

第二十四条第二号中「指定自動車教習所」を「自動車教習所」に改める。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 岐阜県公安委員会に対する審査請求の審理に関すること。

第三十五条第一項中「刑事総務課に」の下に「刑事指導室及び」を加える。

第四十二条の十を第四十二条の十一とし、第四十二条の七から第四十二条の九までを一条ずつ繰り下げ、第四十二条の六の次に次の一条を加える。

（人材育成企画官）

第四十二条の七 教養課に人材育成企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 人材育成企画官は、命を受け、人材育成に関する企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（刑事指導室長）

第四十六条の二 刑事指導室に刑事指導室長を置き、警視をもつて充てる。

2 刑事指導室長は、命を受け、刑事指導室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社